

陳 情 文 書 表 (平成 30 年第 3 回定例会)

【8 月 31 日上程】

陳情第 7 号 障害者の「移動支援」サービスの内容の改善に関する陳情 (平成 30 年 8 月 22 日受理)

(文教厚生委員会付託)

提出者 西東京市向台町■■■■■

田無手をつなぐ親の会 会長 ■■■■■■

西東京市住吉町■■■■■

西東京市保谷手をつなぐ親の会 会長 ■■■■■■

西東京市保谷町■■■■■

西東京市障害者福祉をすすめる会 会長 ■■■■■■

外 602 名

追加署名 (平成 30 年 8 月 22 日提出) 112 名

追加署名 (平成 30 年 8 月 23 日提出) 114 名

追加署名 (平成 30 年 8 月 24 日提出) 37 名

合計 865 名

陳情事項

1 障害者への「移動支援」サービスが、利用したいときに利用できるようにしていただきたい。

「移動支援報酬単価」を上げるなど、このサービスの提供を行う事業者をふやしていただきたい。

2 障害者への「移動支援」サービスをもっと利用しやすくしていただきたい。

そのため、利用者の意見を反映させた運用ルールの改善をお願いしたい。

(1) 対象者に視覚障害者以外の身体障害者手帳を所持する人も入れていただきたい。

(2) サービス種類の「移動支援身体介護あり」の対象者に、車椅子を利用している対象者だけでなく介護が必要な状態の知的障害者を含めていただきたい。

(3) 月の支給量の持ち越しを 3 カ月単位で利用できるようにしていただきたい。

趣旨 (理由)

私たち障害者の親は、我が子を支えるため日々頑張っております。移動支援のサービスができ、昔に比べれば楽になった部分もありますが、実際に使ってみるとまだまだ困ったことが多々起こっております。

1 実際に利用しようと思ってもサービスを提供してくれる事業所を探すことに

多くの時間を費やすことが起こっており、早急に改善をお願いしたい。

市から提供される「移動支援」サービスを提供している事業者は20以上ありますが、実際にお願いをすると条件が合わずにどこも受けていただけないことがあります。その理由の1つは、報酬単価が低く採算が合わないということを目にします。報酬単価の引き上げも含めて、必要なときにサービスを受けられるような環境整備をお願いします。

- 2 本サービスをより利用者の視点に立って、利用しやすい運用ルールにしたい。

例えば、現在のルールでは、対象者は(1)愛の手帳(療育手帳)を所持する知的障害者、(2)就学児以上の障害児、(3)身体障害者手帳を所持する視覚障害者、(4)精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者と限定されていますが、身体障害者は視覚障害者に限定されるべきではありません。また、サービス種類は2種類あり、(1)「移動支援身体介護あり」車椅子を利用している対象者、(2)「移動支援身体介護なし」となっていますが、(1)の場合、車椅子を利用している人に限定されるべきではありません。いずれも利用者の限定には理由があるのですが、このような限定条件を外して利用しやすいものとしていただきたい。また、利用時間も現在最大2カ月の持ち越しができることとなっていますが、生活パターンの多様化に伴いこれを3カ月まで持ち越せるようにしていただきたい。

これら以外も含めて利用者の意見を反映させて現在の運用ルールの見直しを行い、もっと利用しやすい「移動支援」サービスとしていただきたいと切に願います。